（大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令の一部改正）

第四条　大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令（昭和四十三年運輸省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
大気汚染防止法第二条第十七項の自動車及び原動機付自転車を定める省令 **第一条**　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。）第二条第十七項の環境省令で定める自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車であつて、ガソリン、軽油又は液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とするものとする。 **第二条**　法第二条第十七項の環境省令で定める原動機付自転車は、ガソリンを燃料とする原動機付自転車とする。	大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令 **第一条**　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。）第二条第十四項の環境省令で定める自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車であつて、ガソリン、軽油又は液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とするものとする。 **第二条**　法第二条第十四項の環境省令で定める原動機付自転車は、ガソリンを燃料とする原動機付自転車とする。

（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

別表第一（第三条関係）

改正後	
大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）	第十八条の十五第三項、第十八条の二十三第一項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	（略）
（略）	（略）
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）	（略）
大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）	第十六条の十五第二項、第十六条の十六
（略）	（略）

改正前	
（新設）	（新設）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	（略）
（略）	（略）
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）